

# 地域型住宅グリーン化事業 グループ採択に関する計画変更手続き

【平成27年度版】

(第4回以降のグループ構成員に関する計画変更対応版)

平成28年5月

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

## 目 次

1. 手続きの概要	1
2. 変更ができる項目	1
3. 受付期間	1
4. グループに関する計画変更	2
4. 1 提出書類と記載時の注意	2
4. 2 提出方法	3
4. 3 変更内容の確認方法	3
5. グループ構成員に関する計画変更	4
5. 1 提出書類と記載時の注意	4
5. 2 提出方法	5
5. 3 変更内容の確認方法	5
6. 問い合わせ・計画変更申請書の提出先	5
7. 参考	5

## 1. 手続きの概要

この『地域型住宅グリーン化事業 グループ採択に関する計画変更手続き』は、本事業の平成27年度グループ募集（募集期間：第1期間（平成27年5月1日～平成27年5月25日）、第2期間（平成27年5月26日～平成27年6月8日））において提出された適用申請書について、採択されたグループが記載された内容を変更する場合の手続きを定めたものです。本手続きで変更ができる項目は「2. 変更ができる項目」とします。

## 2. 変更ができる項目

変更の対象となる内容は、以下に掲げる項目となります。

### （1）グループに関する計画変更

- ①グループ代表者の変更
- ②グループ事務局の変更
- ③補助事業の中止

### （2）グループ構成員に関する計画変更

- ①構成員の新規追加（登録済み構成員の別業種への登録を含む。）

※施工事業者の新規追加はできません。施工以外で登録済みの構成員の施工への登録もできませんのでご注意ください。

- ②登録済み構成員の削除
- ③登録済み構成員（施工）の登録情報のうち事業者名・代表者名・所在地・電話番号の変更
- ④登録済み構成員（施工以外）の登録情報のうち事業者名・代表者名・所在地・電話番号の変更

## 3. 受付期間

計画変更に関わる書類は、グループ事務局より、地域型住宅グリーン化事業評価事務局（以下、評価事務局）に提出してください。

なお、グループに関する計画変更とグループ構成員に関する計画変更は、受付期間が異なりますのでご注意ください。

### （1）グループに関する計画変更

随時受付を行います。

### （2）グループ構成員に関する計画変更

第4回：平成28年5月16日（月）から平成28年5月31日（火）（必着）まで

※第5回以降については、決まり次第公表します。

※上記受付期間外に届いた書類は受け付けることができませんのでご注意ください。

## 4. グループに関する計画変更

### 4. 1 提出書類と記載時の注意

#### (1) グループ代表者の変更

##### ①様式1-1 グループ代表者の変更届（平成27年度）

※変更内容の欄には、変更がある項目についてのみご記入ください。

※押印は、変更後のグループ代表者が所属する会社の代表印としてください。

##### ②グループの概要、代表者の選出方法や事務局の役割などのグループの意思決定の方法が確認できる書類（グループの定款、規約等）（任意様式）

※グループ代表者は変わらず、グループ代表者の「所属先」「住所」「電話番号」を変更する場合は、本書類は不要です。

##### ③上記②に則り、代表者が変更されたことが確認できる書類（任意様式）

※②で定められた手続きに従って代表者を変更したことが確認できる書類を提出してください。例えば、総会で代表者を選出することとしている場合は、総会の議事録等が挙げられます。

#### (2) グループ事務局の変更

##### ①様式1-2 グループ事務局の変更届（平成27年度）

※変更内容の欄には、変更がある項目についてのみご記入ください。

※押印は、グループ代表者が所属する会社の代表印としてください。

##### ②変更の経緯（又は理由）が確認できる書類（任意様式）

※書類には変更後のグループ事務局担当者が記名・押印してください。

#### (3) 補助事業の中止

##### ①様式1-3 補助事業の中止届（平成27年度）

※押印するグループ代表者印は、グループ代表者が所属する会社の代表印としてください。グループ事務局の印は担当者の個人印で構いません。

#### (4) その他注意事項

①様式1-1～様式1-3については、平成27年度の評価事務局ホームページからダウンロードした指定の様式を用いてください。なお、平成26年度以前の様式を用いたものや、指定の様式に変更が加えられたものについては、申請を無効とさせていただきます。また、申請書類が『地域型住宅グリーン化事業 グループ採択に関する計画変更手続き【平成27年度版】』に従っていない場合、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、原則申請は無効とさせていただきます。

②平成26年度以前の採択グループで、平成27年度の適用申請書提出以降にグループ代表者又はグループ事務局に変更が発生した場合について、平成26年度以前の「グループ代表の変更届」を提出した場合、又は平成26年度以前の計画変更で「グループ事務局の登録情報の変更」を行った場合であっても、改めて平成27年度の手続きが必要となります。

③評価事務局に対する補助事業の中止届は、グループとしての事業を中止しようとする場合の手続きとなります。個別の住宅について補助事業の交付決定の中止をしようとする場合は、実施支援室の承認を得る必要がありますのでご注意ください。

④各提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で作成してください。

⑤押印書類がコピー（カラーコピー含む）の場合は、無効とさせていただきます。

#### 4. 2 提出方法

- (1) グループ事務局は、「4. 1 提出書類と記載時の注意」に従って書類を作成し、「6. 問い合わせ・計画変更申請書の提出先」に示す提出先まで、郵送または宅配便にて、正1部（様式一式、添付書類）を提出してください。
- (2) 申請書類はA4サイズ（片面印刷）にまとめてください。
- (3) 計画変更申請に関する書類を入れた封筒には「グループ番号」及び「平成27年度グループに関する計画変更申請書類在中」と朱書きしてください。
- (4) 申請者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で発送日等が確認できる方法（配達記録郵便等）で送付してください。
- (5) 提出書類一式はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- (6) 申請書類の追加及び差替えは固くお断りいたします。
- (7) 評価事務局からの問い合わせ対応等に備え、グループ事務局において、申請書類一式の写しをご用意ください。

#### 4. 3 変更内容の確認方法

評価事務局にて書類確認後、受付印を押した様式1-1～様式1-3をグループ事務局へFAXにて返送いたします。書類提出後2週間を過ぎてもFAXがない場合は、評価事務局にお問い合わせください。

なお、現在評価事務局ホームページにて公開している適用申請書の差し替えは行いませんのでご注意ください。

## 5. グループ構成員に関する計画変更

### 5. 1 提出書類と記載時の注意

#### (1) 構成員の新規追加

- ①様式2-1 グループ構成員に関する計画変更申請書（平成27年度）
- ②様式2-2 グループ構成員の追加申請（平成27年度）
- ③様式2-3 適用申請書記載事項確認念書（平成27年度施工事業者以外）

#### (2) 登録済み構成員の削除

- ①様式2-1 グループ構成員に関する計画変更申請書（平成27年度）
- ②様式2-5 グループ構成員の削除申請（平成27年度）

#### (3) 登録済み構成員（施工）の登録情報の変更

- ①様式2-1 グループ構成員に関する計画変更申請書（平成27年度）
- ②様式2-6 グループ構成員（施工）の登録情報の変更申請（平成27年度）  
※登録情報のうち、事業者名・代表者名・所在地・電話番号が変更となる場合は登録を行ってください。

#### (4) 登録済み構成員（施工以外）の登録情報の変更

- ①様式2-1 グループ構成員に関する計画変更申請書（平成27年度）
- ②様式2-7 グループ構成員（施工以外）の登録情報の変更申請（平成27年度）  
※施工以外の構成員の登録情報のうち、事業者名・代表者名・所在地・電話番号が変更となる場合は、登録を行ってください。

#### (5) その他注意事項

- ①様式2-1～2-7については、平成27年度の評価事務局ホームページからダウンロードした指定の様式を用いてください。平成26年度の様式を用いたものや、指定の様式に変更が加えられたもの、様式2-2及び2-3については、(第4回以降版)以前の様式を用いたものについては、申請を無効とさせていただきます。  
また、申請書類が『地域型住宅グリーン化事業 グループ採択に関する計画変更手続き【平成27年度版】』に従っていない場合、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、原則申請は無効とさせていただきます。
- ②構成員は本社を登録してください。支社や営業所等の単位では構成員になれませんのでご注意ください。但し、プレカット加工構成員において、地域材の認証を工場で取得している場合は対象となるプレカット工場の所在地等を登録してください。
- ③法人間の合併・買収・分社及び統廃合により、社名や所在地等の登録情報の変更があった場合については、登録済み構成員の登録情報の変更ではなく、上記(1)構成員の新規追加として登録を行ってください。
- ④施工と施工以外の両方に含まれる構成員について登録情報の変更をしようとする場合は、上記(3)登録済み構成員（施工）の登録情報の変更、(4)登録済み構成員（施工以外）のそれぞれの登録を行ってください。
- ⑤確認念書（様式2-3）を除く様式は、日本語の活字体（手書きは不可）で作成してください。確認念書（様式2-3）については手書きも可とします。
- ⑥「2. 変更ができる項目」の複数の項目について申請を行う場合でも、様式2-1は1枚とし、該当する計画変更の種別全てに○を付けてください。
- ⑦様式2-1に押印するグループ代表者印は、グループ代表者が所属する会社の代

- 表印としてください。グループ事務局の印は担当者の個人印で構いません。
- ⑧適用申請書記載事項確認念書に押印する印は、本社の代表印としてください。  
なお、プレカット工場の場合も本社代表印となりますので、ご注意ください。
- ⑨押印書類がコピー（カラーコピー含む）の場合は、無効とさせていただきます。

## 5. 2 提出方法

- (1) グループ事務局は、受付期間中に「5. 1 提出書類と記載時の注意」に従って、「6. 問い合わせ・計画変更申請書の提出先」に示す提出先まで、郵送もしくは宅配便にて、正1部（様式一式、添付書類）を提出してください。
- (2) 適用申請書記載事項確認念書は、構成員 No（様式2-2 グループ構成員の追加申請の追加構成員リストのNo）順に並べて提出ください。
- (3) 申請書類はA4サイズ（片面印刷）にまとめてください。
- (4) 計画変更申請に関する書類を入れた封筒には「グループ番号」及び「平成27年度第〇回計画変更申請書類在中」と朱書きしてください。
- (5) 申請者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で発送日等が確認できる方法（配達記録郵便等）で送付してください。
- (6) 提出書類一式はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- (7) 申請書の受付は、各回の受付期間において、1グループにつき1回に限ります。複数回の提出には応じられませんのでご注意ください。
- (8) 申請書類の追加及び差替えは固くお断りいたします。
- (9) 評価事務局からの問い合わせ対応等に備え、グループ事務局において、申請書類一式の写しをご用意ください。

## 5. 3 変更内容の確認方法

評価事務局にて内容を審査の上、計画変更を承認した旨の通知を発行します。また評価事務局ホームページで、計画変更申請書を公開します。

なお、現在公開している適用申請書の差し替えは行いませんのでご注意ください。

## 6. 問い合わせ・計画変更申請書の提出先

質問・相談については、原則として電話にてお願いします。

<問い合わせ先・計画変更申請書の提出先>

地域型住宅グリーン化事業評価事務局（一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内）

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル5階

電話：03-3560-2886（平日 9:30～12:00 13:00～17:00）

## 7. 参考

### ◆補助対象となる住宅の着手と着工の時期について

計画変更申請で追加しようとする施工者以外が補助対象となる住宅の着手を行う場合  
施工者以外の構成員については、着工に先立って資材調達や設計業務などの準備を行う必要があることから、計画変更申請前から事業着手できるものとします。